

# そこが知りたい

## “決算不認定” それからどうした

### ■予算承認・決算認定

毎年3月に来年度の予算が議会で承認され決まります。新年度からは予算に従い、町の事業等を遂行していきます。

次の年の3月末に、概ねお金がどう使われたか、確定し、次年度になって支払い決済の事務処理を完了し、会計監査後、8月末に決算報告書が議会に提出されます。議会はこれを審議し、すなわち『決算認定』の裁決がなされます。

9月議会では、決算特別委員会が設置され、町は予算に基づいて事業等を行い、当初の目的を達成しているか、支出に見合った成果が出ている

か、調査・分析します。その結果を基に各議員は、使い方が適切であれば『認定』、不適切であれば『不認定』と判断します。

### ■不認定の原因は何か

令和3年9月議会では、出席議員全員が適切だと判断し、『不認定』となつたわけです。

なぜ『不認定』となつたのでしょうか、その原因は何でしょうか。

主な原因は、昨年5月に発覚した官製談合防止法違反事件です。この事件は令和2年度に一般競争入札で2件の不正があつたので、その不正があつたので、そのお金の使い方は間違つていたと議員全員が判断したため

です。しかし使つてしまったお金を取り戻すことはできません。ならば不認定は実質的にどんな意味があるのでしょうか。

### ■それでどうするのか

不認定となれば、町長は、その原因について反省し、今後の行政で問題を起こさないように対策を立て、説明することが求められるとともに責任も追及されます。

町は、これを受け対策本部を作り、再発防止対策を検討しました。そして、9月に『鳩山町不正事件に係る再発防止対策報告書』(中間報告)(以下中間報告と呼ぶ)を作成し、公表しました。町

長は今後の予算方針に反省を活かすと表明しました。また、町長・副町長は事件の管理監督責任を取つて、給料の減額を行うとともに、関係職員を懲戒処分としました。

町長	給料の10%減額(6カ月)
副町長	給料の10%減額(6カ月)
課長	給料の10%減額(1カ月)
課長補佐(3名)	戒告

防止対策の有効性・網羅性・持続可能性等の検証を行い、これを報告・提言することになりました。中間報告書と比較のため、他自治体の事例として、総社市・沼田市・神戸市行財政局、神栖市、さいたま市財政局等の資料を調査研究し、加えて埼玉県電子入札共同システムの調査・研究をしています。調査はチーム分けで行い、今年度中に結果をまとめて町執行部へ提示する予定です。

### ■調査特別委員会の設置

議会はこれら一連の動きに対して、『不正事件に係る調査特別委員会』の設置を決議し、より深く原因究明を行い、町が作成した中間報告の再発

## 官製談合防止法違反 事件の経緯

### 2019年～20年

上熊井農産物直売所工事契約、工事開始。泉井交流体験エリアの工事契約、工事開始。

### 2021年5月11日

上記2工事の競争入札で、不正があつたとして、元職員が逮捕。庁舎へ埼玉県警察が入り、関係書類押収。

### 2021年5月27日

町は不正事件の再発防止対策基本方針を決定、再発防止対策の策定が開始される。

### 2021年8月

埼玉西部環境保全組合は、鳩山町の事業執行に対して疑義があるとして、予算計上されていた『(仮称)鳩山新ごみ焼却施設』建設に係る地元対策費を全て減額。

### 2021年9月1日第1回公判

元職員は、工事価格を漏らしたなどの起訴事実を全面的に認めた。

### 2021年9月1日

『鳩山町不正事件に係る再発防止対策報告書』(中間報告)が公表された。

### 2021年9月議会

『不正事件に係る調査特別委員会』設置。

### 2021年10月6日第2回公判

証拠調べ、証人尋問、検察官より論告求刑、弁護士より弁論、被告人より最終陳述。

### 2021年11月

中間報告書を埼玉西部環境保全組合に提出し、正副管理者会議で了承され、組合議会臨時会にて地元対策費の再交付が決定。

### 2021年11月10日判決

元職員に懲役1年6カ月(執行猶予3年)が言い渡された。(結審)